

ASHIGIN WEALTH REPORT

2026.1.30
VOL. 30



相続人不存在、相続放棄が 起きた場合の資産の行方について

近年、少子高齢化や家族構成の多様化により、相続に関する問題も複雑化しています。特に、相続人がいない場合や相続放棄が行われた場合には、資産の取扱いがどうなるのか、多くの方が疑問を感じることでしょう。今回は、【相続人不存在・相続放棄が起きた場合の資産の行方】について、基本的な仕組みと注意点をわかりやすくご説明いたします。

1. 相続人不存在について

(1) 相続人不存在とは

相続人不存在とは、亡くなった方（以下、被相続人という）に法定相続人がいない状態を指します。様々なケースがありますが、具体例としては、未婚で子どもがおらず、親及び兄弟姉妹もすでに亡くなっている場合などが挙げられます。また、法定相続人がいても、全員が相続放棄をした場合も相続人不存在となります。

(2) 相続人不存在が確定するタイミング

相続人不存在は、被相続人の死亡後に相続人の調査や相続放棄の確認が行われ、家庭裁判所に利害関係者が申し立てたうえで6ヵ月以上の公告期間を経ても相続人が現れない場合に確定します。確定後、正式に相続人不存在と認められ、財産処理が進められます。

2. 相続放棄の基本とその影響

(1) 相続放棄とは

相続放棄とは、被相続人の遺産（現金や不動産などのプラスの財産だけでなく、借入金や未払い税金などのマイナスの財産も含む）を一切引き継がないことを法的に宣言する手続きです。相続開始後、原則として3ヵ月以内に家庭裁判所に申し出る必要があります。相続放棄をすると、初めから相続人でなかったものとみなされ、遺産に関する一切の権利・義務を失います。

このため、上記のように法定相続人全員が相続放棄をした場合は、相続人不存在につながります。

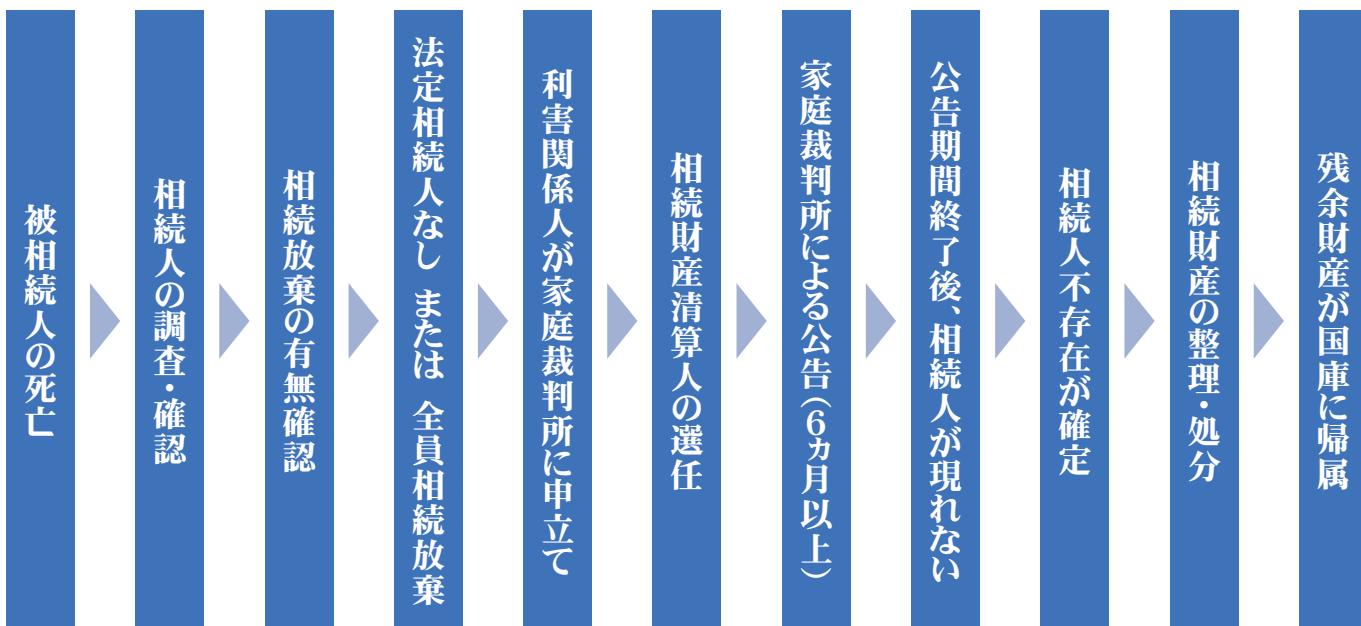
(2) 相続放棄する際の注意点

相続放棄を考えるに当たっては、次の点に留意する必要があります。一度相続放棄をすると、後からプラスの財産が判明した場合でも撤回することはできません。また、相続放棄をしたことでの他の法定相続人が債務を負うことになり、トラブルに発展する可能性もあります。相続放棄は手続きや影響が複雑なため、弁護士や司法書士など専門家に相談することをおすすめします。



3. 相続人不存在となった場合の相続財産の行方

相続人不存在時の財産処理の流れを、以下のフローチャートでご説明します。



前述のとおり、相続人不存在や相続人全員の相続放棄があった場合、相続財産は最終的に国庫に帰属します。ただし、相続財産清算人に引き渡すまでは、相続人に相続財産の管理義務があるため、相続放棄をしても直ちに相続財産との関係がなくなるわけではないため注意が必要です。

4. 事前にできる対策

相続人不存在を防ぐためには、被相続人が生前に以下の対策を講じることが重要です。

(1) 遺言書の作成

遺言書を作成しておくことで、相続人がいない場合でも遺産の分配先を指定できます。信頼できる専門家に相談し、法的に有効な遺言書を準備しましょう。

(2) 遺贈や贈与の活用

生前に財産の一部を特定の人に贈与したり、遺言書で遺贈先を指定することで、相続人不存在のリスクを減らせます。

(3) 相続人の確認と関係の整理

法定相続人がいるかどうか、また相続放棄の意思がないかを確認し、必要に応じて話し合いや手続きを進めることも重要です。

5. まとめ

いかがでしたでしょうか。相続人が不存在となると、被相続人の意思に沿わず相続財産が国に帰属してしまいます。ご自身の財産は、ご自身の意思で遺す先を決めてはいかがでしょうか。足利銀行では、専門スタッフが相続対策や資産承継について幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部までお気軽にお問合せください。



本レポートは情報の提供を目的として足利銀行が作成したものであり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではありません。なお、個別の法務の取扱等については、弁護士にご確認ください。

以上